

平成 24 年度

地域資源活用可能性調査検討業務

企画提案実施要領

平成 24 年 11 月

沖縄市 企画部 政策企画課

地域資源活用可能性調査検討業務 企画提案実施要領

1. 業務の目的

本市の企業誘致は、平成 11 年度に整備した沖縄市テレワークセンターを契機に情報通信関連産業の企業誘致活動や音楽関連産業及び中心市街地の活性化に寄与する業種を重点対象業種とし企業誘致に取り組んできた。

しかしながら、平成 22 年度の国勢調査によると本市の完全失業率は 14.5%であり、高失業率の解消は重要な課題となっている。

本業務は、厳しい雇用情勢の改善を図るため、雇用の拡大や企業誘致等を促進する本市の優位性や課題等を調査・検討し、本市の地域経済環境を踏まえた企業誘致の促進と地域経済の振興に繋がる積極的な雇用対策に取り組む基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 名称：地域資源活用可能性調査検討業務
- (2) 選定方法：企画競争（プロポーザル）方式、その他提出書類に基づく審査
- (3) 委託期間：契約締結の日から平成 25 年 3 月 29 日（金）まで
- (4) 業務内容：別紙「地域資源活用可能性調査検討業務委託仕様書」を参照
- (5) 委託料上限額：15,897,000 円（消費税込み）
（予定価格）

※この金額は企画提案のための委託料上限額であり、契約金額ではない。

3. 応募資格

市内に本社等（事業所を含む）を有する民間企業等（市内に本社を有する民間企業を構成員とする企業体を含む）であって、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

- (1) 各種調査業務や研究・分析等に関する知識を有していること。
- (2) これまでに調査・研究業務及び類似の業務実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 市の指名停止基準に基づく指名停止を応募書類の受付期間において受けていないこと。
- (5) 国税、県税及び市税について未納がないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

4. 応募期間

平成 24 年 11 月 27 日（火）から平成 24 年 12 月 11 日（火）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝祭日を除く。）

5. 応募方法

（1）応募書類

①応募申込書（様式 1）

②企画提案書（様式 2～様式 7）

※別途、見積内訳書（様式任意）を添付して下さい。

③その他関係資料（様式任意）

（2）応募書類の提出

応募申込書 1 部、企画提案書及び関係資料を 10 部作成し、応募期間内に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付、応募期間内の必着とします。

6. 企画提案への参加の辞退

応募書類を提出した後、企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届（様式 8）を政策企画課に提出して下さい。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付、応募期間内の必着とします。

7. 質問の受付

本実施要領の内容について質問がある場合は、次の通り受け付けます。

（1）受付期間

平成 24 年 11 月 27 日（火）から平成 24 年 12 月 4 日（火）まで

（2）提出方法

質問内容を質問書（様式 9）に記入の上、下記の電子メールアドレスへ送付して下さい。※電子メールアドレス：a21kikak@city.okinawa.okinawa.jp

（3）質問の回答

企画提案参加者に対して電子メールにより、平成 24 年 12 月 7 日（金）までに回答致します。

なお、お問い合わせいただいた質問事項については、回答を本市ホームページに Q&A として都度掲載致します。

8. 選定方法

（1）選定委員会

沖縄市職員で構成する「委託契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、書類審査及びプレゼンテーションの審査を行います。なお、審査は、非公開とする。

(2) 審査の流れ

①書類審査及びプレゼンテーション（平成24年12月26日（水）予定）

選定委員会において、企画提案応募申込者によるプレゼンテーションを実施し、各委員が書類及びプレゼンテーションの内容等を評価項目に沿って評価し、その評価した点数に基づいて協議後、最高得点提案者を決定する。

②審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に書面で通知します。

(3) 審査及び評価の項目等

審査及び評価の項目等については、別紙の通りとします。

9. 契約に関する事項

(1) 委託契約候補者の特定

沖縄市は、選定委員会が選定した最高得点提案者を本業務委託契約に係る随意契約の委託候補先として特定します。ただし、下記のいずれかに該当し、最高得点提案者から業務委託契約が締結できない場合には、次点者を委託候補先として再特定するものとします。

①最高得点提案者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき

②最高得点提案者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき

③最高得点提案者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

④最高得点提案者が本業務委託契約の締結を辞退したとき

⑤その他の理由により最高得点提案者と契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る予算（予定価格）の範囲内とします。

(3) 契約内容及び実施条件

①本業務委託の契約は、沖縄市契約規則等によるものとします。

②企画提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により請負者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとします。

(4) 契約時における追加提出書類

①納税証明書（国、県、市町村税の滞納のない証明書）

②履歴事項全部証明書

③その他市長が必要と認める書類

10. 留意事項

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とします。

(2) 企画提案等の作成に要する経費は各社負担とし、提出書類は返却しません。

(3) 採用された企画提案については、実施段階において予算や諸事情により変更す

ることがあります。

- (4) 業務委託請負者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しません。
- (5) 業務委託請負者の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定します。このため事業を実施するにあたっては、沖縄市と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではありません。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄市政策企画課と業務委託請負者とで別途協議します。

1 1. その他

本業務は、国の沖縄振興特別推進交付金を活用した事業であり、企画提案の効力は沖縄振興特別推進交付金の交付決定後となります。

また、国との協議の過程において、予算の変更・廃止等に伴う事業の中止・変更等が生じる可能性があります。

1 2. 募集要領に関する質問・受付方法等

内容等に不明な点がある場合は、電話又は電子メールにてご連絡下さい。

(連絡先)

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市 企画部 政策企画課

担当：桑江

TEL：098-939-1212（内線：2323）

E-mail：a21kikak@city.okinawa.okinawa.jp

(別紙)

○評価基準

評価対象	評価項目・ポイント	配点
会社の実績	●類似事業の実績について 同種業務や類似業務の受託実績がどの程度あるか。	10
業務の実施体制	●人員体制及び実施スケジュールについて 業務担当者の資格・履歴の充実、業務履行に十分な人員体制がとられているか。また、現在の手持ち業務量は適度か。	10
企画提案書に対する評価	●業務の主旨に対する理解度について 業務の主旨や目的を的確に理解し、これに基づく提案となっているか。主旨・目的の理解が不十分で的外れな提案となっていないか。	10
	●調査手法について (現状把握、意向調査、事例調査等) 現状の把握や動向調査、参考となる事例調査など、有効な結果が得られるような調査手法が用いられているか。	10
	●検討手法について (効果検証、方策の検討等) 各種調査結果を踏まえた課題の整理や方策の検討など、有効な結果が得られるような検討手法が用いられているか。	10
	●業務全体の手順・工程について 策定プロセスの手順や作業スケジュールの工程計画が妥当か。	10
	●コミュニケーション力について プレゼンテーションの説明及び資料がわかりやすく、説得力のある内容となっているか。また、質疑への応答は適切であるか。	10
本社所在地等	●本社所在地等による加点について 市内業者の参加があるか。	10
価格	●見積価格について (配点：20) × (1 - 見積額 / 予定価格)	20

(参考)

○地方自治法施行令第167条の4

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者